

提案基準15 指定既存集落における「小規模工場等」の取扱いについて

基本事項	申請者	住所			
		氏名			
	申請場所				
	敷地面積	m^2	延べ面積	m^2	
用途					
敷地面積の制限	<input type="checkbox"/> 1,000 m^2 以下				
申請者の要件	<input type="checkbox"/> 原則として線引き前から、当該指定既存集落に生活の本拠を有する者とする(収用移転も可)。 <input type="checkbox"/> 当該都市計画の市街化区域に宅地等を保有していないこと。ただし、建築基準法第48条各項本文により建築できない用途地域については宅地等を保有していないものとみなす。 <input type="checkbox"/> 定年、退職等の事情がある場合等社会通念に照らし自己の生計を維持するため、新規に自己の業務として事業を営む必要のあること。 <input type="checkbox"/> 業務の経常形態、運営管理上の観点から当該集落において建築することがやむを得ないと認められるものであること。				
条件	<input type="checkbox"/> 予定建築物は、自己用のものであり、かつ、当該周辺の居住環境及び土地利用と調和のとれたものであること。(工場・事務所・店舗・食堂・運動・レジャー施設) <input type="checkbox"/> 貸工場、貸事務所等、風俗営業及び風俗関連営業でないこと。 <input type="checkbox"/> 予定建築物が店舗の場合は、延べ床面積は500 m^2 以内であること。 <input type="checkbox"/> 予定建築物の延べ床面積は、駐車場の面積と整合がとれたものであること。 <input type="checkbox"/> 建蔽率は、10分の5以下、容積率は10分の10以下とする。 <input type="checkbox"/> 予定建築物の形態は、周辺の建築物と調和のとれたものであること。				
申請地	<input type="checkbox"/> 申請地は、指定既存集落内であり、かつ現況及び相当の期間内に実施が見込まれる土地利用に支障を及ぼさない場所であること。 <input type="checkbox"/> 予定建築物の用途が、建築基準法別表第2(ち)に該当する建築物にあっては、原則として、指定既存集落の辺縁部に存するものであること。(工場、危険物関係の場合) <input type="checkbox"/> 申請地は、指定既存集落に存する公共施設の利用が可能な場所であること(建築基準法第43条不可)。 <input type="checkbox"/> 申請地は、原則として自己の保有地であること。(土地を取得する見込(農地法に基づく許可を含む)が明らかな者についてはこの限りでない。) <input type="checkbox"/> 申請地は、農用地区域等積極的に保全すべき区域を除いた区域であること。				
添付図書	<input type="checkbox"/> 小規模工場等の建築が必要な理由書 <input type="checkbox"/> 申請者の要件を示す図書(住民票、戸籍謄本等) <input type="checkbox"/> 事業計画書(経歴「職業等新規に営む業務との関係を明確にする」、資格証明書写、新規に業務を営む確実性を証する書類「取引先、関連会社等の保証等」) <input type="checkbox"/> 予定建築物の平面図、立面図(騒音、振動等の発生のおそれのある業務については騒音、振動等を防止するための措置)				
備考	<p>・□にチェックを入れてください。</p>				